

令和2年度 国分寺市青少年育成団体指導者保険制度



国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課 若者支援担当
〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
TEL : 042-325-0111 内線 390
E-Mail : kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp

国分寺市青少年育成団体指導者保険制度について

1. 趣旨

青少年の地域における異年齢集団活動などは、青少年の健全育成にとって大変重要な部分に位置しておりますが、その活動のほとんどは、地域で貢献するボランティアによって支えられているのが現状です。

そこで活動中の指導者が万一の賠償及び傷害の事故に備えることができるよう、市が指導者傷害保険・損害賠償責任保険料を負担する事を通して、その活動を支援し、青少年の健全育成の振興に資することを目的に本制度が発足しました。

2. 保険の内容

別紙「ボランティア活動保険のご案内」を必ずお読みください。

3. 手続き

令和2年5月18日（月）午後5時までに下記3点の書類を提出ください。

- (1) 「加入申請書（様式第1号）」
- (2) 「令和2年事業計画書（参考様式）」
- (3) 「指導者名簿（参考様式）」

※提出いただいた名簿については、この保険以外の目的で使用することはありません。

4. 保険期間

令和2年5月20日（水）午後4時から令和3年5月20日（木）午後4時まで

5. 保険料

無料（全額市負担）

6. 指導者（被保険者）の追加

追加の指導者（被保険者）がある場合は、「国分寺市青少年育成団体指導者保険制度変更届（様式第2号）」及び「青少年育成団体指導者名簿（参考様式）」をすみやかに提出してください。その際、**効力発生は受領後の翌日**からとなります。

※令和2年における指導者（被保険者）の追加手続きは、令和3年3月31日（水）（必着）までとなります。

7. 申請内容の変更

保険の契約期間中に申請内容（代表者及び指導者の氏名・住所・電話番号）に変更があった場合は、すみやかに「国分寺市青少年団体指導者保険制度変更届（様式第2号）」を提出してください。

8. 事故が発生したとき

指導活動中に事故が発生したときは、すみやかに子ども若者計画課までご連絡ください。その後1週間以内に「（傷害保険・賠償保険）事故報告書（様式第3号）」（※物損事故の場合は修理前と修理後の写真を必ず付けてください。）にて報告してください。事故報告書の提出が遅れる場合は、その旨を期間内に連絡してください。

9. 事故報告及び連絡先

国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課 若者支援担当

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

TEL：042-325-0111 内線 390

E-mail：kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp